

## 契 約 書

支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松 貢 (以下「甲」という。)と株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一 (以下「乙」という。)との間に政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等 (以下「業務」という。)について、下記条項により契約を締結する。

### 記

#### (契約の目的)

第1条 乙は、別紙「仕様書」(及び提案書)に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

#### (契約金額)

第2条 契約金額については次のとおりとする。

1. 契約金額 金 6, 239, 994円 (うち消費税及び地方消費税額 297, 142円) とする。ただし、平成25年度予算が成立したときは、金 46, 354, 245円 (うち消費税及び地方消費税額 2, 207, 345円) とする。  
・契約単価 別紙契約単価内訳表のとおり (消費税別)
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10.5分の5を乗じて得た額である。

#### (契約期間)

第3条 平成25年4月2日から平成25年5月20日までとする。ただし、平成25年度予算が成立したときは、平成26年3月31日までとする。

#### (契約保証金)

第4条 契約保証金の納付は免除する。

#### (履行場所)

第5条 甲の指定する場所

#### (権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ず、

に第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が、本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （履行義務）

第7条 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、本契約の業務内容等について業務の遂行に支障のないよう適正に履行するものとする。

#### （再委託の制限）

第8条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務が、テレビやラジオ、新聞、雑誌などの媒体社（テレビ局や新聞社などの広告を載せる媒体を持った事業社・企

業のことをいう。)と甲の間に入り、甲からの依頼に従って媒体社から広告の掲載スペースを購入するなど、広告の取り次ぎ業務である場合にはこの限りではない。

- 2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面(様式は甲が指示する。)を甲に提出し、その承認を受けなければならない(提案書に記載されている者への再委託を除く。)。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しないものとする。また、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出し、承認を得なければならない。
- 3 前項の書面を変更する必要がある場合も同様とする。

#### (監督)

第9条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)第29条の11第1項の規定に基づき甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができるものとする。

#### (検査)

- 第10条 乙は、一回毎の業務を完了したときは、その成果物を甲の指定する場所に納入し、甲又は甲の指定する職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。
  - 3 前項による検査の結果、不合格となったものが生じた場合には、甲の指定した期限までに補修、交換の措置を講じ再検査を受けなければならない。
  - 4 検査に要する費用は乙の負担とする。

#### (検査結果の通知)

第11条 甲は、前条による検査が終了したときは速やかに乙に通知しなければならない。

(代金の請求)

第12条 乙は、前条の通知を受けたときは、甲の定める手続きに従って、当該代金を支出官に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第13条 支出官は、前条第3項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払時期到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利3.0%を乗じて得た金額を延滞利息として乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(遅延賠償金)

第14条 乙は、甲の指定する期間内に業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅滞の事由及び完了見込月日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上期限後に完了する見込みがあるときは、遅延賠償金を徴収することとして期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅滞の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）及び契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量を乗じて算出した金額に年利5.0%を乗じて得た金額とする。

(違約金)

第15条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為（第16条に規定する不正行為を除く。）があったときは、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）及び契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、

変更後の契約単価) に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10を違約金として徴収し、本契約を解除することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(談合等の不正行為)

第16条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添1「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する契約条項については、別添2「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(危険負担)

第18条 第11条に規定する検査完了通知を受領する以前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(秘密の保持)

第19条 乙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災地変等やむを得ない事由により甲乙いずれか一方がこの契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又は乙の使用人が、この契約に定める条項に違反し、又は不正な行為をしたとき。

(知的財産権の取扱い)

第21条 本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作等によって生じた特許権、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条を含む。)、その他の知的財産権を乙は甲に無償で譲渡し、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約書に明記していない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補則)

本契約書を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年4月2日

甲 東京都千代田区永田町1-6-1  
支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 小松



乙 東京都港区赤坂五丁目3番1号  
株式会社 博報堂  
代表取締役社長

戸田 裕



## 契約単価内訳表

## 1. マーケティング調査の実施等

(単位:円)

単位	契約単価
1回	●

## 2. 新聞記事下広告原稿の制作(プランケット版)

原稿制作費(1回あたり)		製版料(オンライン送稿)	製版料(MO送稿)
制作サイズ	契約単価	契約単価	契約単価
全15段	●	●	● (●)
全10段	●	●	● (●)
全7段	●	●	● (●)
全5段	●	●	● (●)
全5段 (4色カラー)	●	●	● (●)
半5段	●	●	● (●)

※製版料(MO送稿)については、モノクロ23枚未満又はカラー24枚未満の場合には、1枚当たりの単価に使用枚数を乗じて得た金額を請求するものとする。

## 3. 新聞記事下広告原稿の制作(タブロイド版)

原稿制作費(1回あたり)		製版料(オンライン送稿)	製版料(MO送稿)(1紙あたり)
制作サイズ	契約単価	契約単価	契約単価
全11段	●	●	●
全11段 (4色カラー)	●	●	●
全5段	●	●	●

## 4. 新聞記事下広告原稿の制作(その他)

区分	契約単価
スタジオ撮影	●
ロケ撮影	●
取材	●
イラスト、 図・グラフ作成	●
タレント出演料	●

5. 雑誌広告原稿の制作

制作サイズ	契約単価
4色1頁	●●●●

6. 雑誌広告の掲載

掲載誌	単位	契約単価
週刊少年ジャンプ	4色1頁	●●●●
週刊ヤングジャンプ	〃	●●●●
non-no	〃	●●●●
VIVI	〃	●●●●
日経ビジネス	〃	●●●●
日経WOMAN	〃	●●●●
週刊文春	〃	●●●●
オレンジページ	〃	●●●●
女性セブン	〃	●●●●

7. テレビスポットの制作・放送

区分	単位	契約単価
制作費	1回	●●●●

3局仕様の場合

プリント費	1回	●●●●
放送料金	1週間	●●●●

5局仕様の場合

プリント費	1回	●●●●
放送料金	1週間	●●●●

8. 記者発表関係費

単位	契約単価
1回	●●●●

※タレント出演料については、上記4. のタレント出演料に含まれるものとする。

9. 広報効果測定調査

単位	契約単価
1回	●●●●

10. 新聞記事下広告の掲載(モノクロ)

	掲載紙	1段当たりの単価
1	朝日新聞	
2	朝日新聞 (東京セット版)	
3	朝日新聞 (大阪セット版)	
4	朝日新聞 (名古屋本社版)	
5	毎日新聞	
6	読売新聞	
7	読売新聞 (東京本社セット版)	
8	読売新聞 (大阪本社セット版)	
9	読売新聞 (中部支社版)	
10	日本経済新聞	
11	産経新聞	
12	北海道新聞	
13	東京・中日新聞	
	( 13-1 東京新聞 )	
	( 13-2 中日新聞 )	
14	西日本新聞	
15	釧路新聞	
16	十勝毎日新聞	
17	苫小牧民報	
18	室蘭民報	
19	函館新聞	
20	東奥日報	
21	陸奥新報	
22	デーリー東北	
23	秋田魁新報	
24	北羽新報	
25	岩手日報	
26	岩手日日	
27	山形新聞	
28	河北新報	
29	福島民報	
30	福島民友	
31	上毛新聞	
32	茨城新聞	
33	下野新聞	
34	千葉日報	
35	神奈川新聞	
36	埼玉新聞	
37	常陽新聞	
38	新潟日報	

	掲載紙	1段当たりの単価
39	北日本新聞	
40	北國・富山新聞	
41	福井新聞	
42	日刊県民福井	
43	信濃毎日新聞	
44	長野日報	
45	山梨日日新聞	
46	静岡新聞	
47	岐阜新聞	
48	東愛知新聞	
49	中部経済新聞	
50	市民タイムス (タプロイ版)	
51	奈良新聞	
52	京都新聞	
53	神戸新聞	
54	伊勢新聞	
55	紀伊民報	
56	山陽新聞	
57	中國新聞	
58	日本海新聞	
59	山陰中央新報	
60	山口新聞	
61	四國新聞	
62	愛媛新聞	
63	徳島新聞	
64	高知新聞	
65	島根日日新聞	
66	佐賀新聞	
67	長崎新聞	
68	大分合同新聞	
69	熊本日日新聞	
70	宮崎日日新聞	
71	夕刊デイトー	
72	南日本新聞	
73	琉球新報	
74	沖縄タイムス	
75	南海日日新聞	
76	八重山毎日新聞	
77	宮古毎日新聞	

11. 新聞記事下広告の掲載(4色付加)

掲載紙		5段(タブロイド版は11段) 掲載1回当たりの単価
1	朝日新聞	
2	朝日新聞 (東京セツト版)	
3	朝日新聞 (大阪セツト版)	
4	朝日新聞 (名古屋本社版)	
5	毎日新聞	
6	読売新聞	
7	読売新聞 (東京本社セツト版)	
8	読売新聞 (大阪本社セツト版)	
9	読売新聞 (中部支社版)	
10	日本経済新聞	
11	産経新聞	
12	北海道新聞	
13	東京・中日新聞	
	( 13-1 東京新聞 ) ( )	
	( 13-2 中日新聞 ) ( )	
14	西日本新聞	
15	釧路新聞	
16	十勝毎日新聞	
17	苫小牧民報	
18	室蘭民報	
19	函館新聞	
20	東奥日報	
21	陸奥新報	
22	デーリー東北	
23	秋田魁新報	
24	北羽新報	
25	岩手日報	
26	岩手日日	
27	山形新聞	
28	河北新報	
29	福島民報	
30	福島民友	
31	上毛新聞	
32	茨城新聞	
33	下野新聞	
34	千葉日報	
35	神奈川新聞	
36	埼玉新聞	
37	常陽新聞	
38	新潟日報	

掲載紙		5段(タブロイド版は11段) 掲載1回当たりの単価
39	北日本新聞	
40	北國・富山新聞	
41	福井新聞	
42	日刊県民福井	
43	信濃毎日新聞	
44	長野日報	
45	山梨日日新聞	
46	静岡新聞	
47	岐阜新聞	
48	東愛知新聞	
49	中部経済新聞	
50	市民タイムス (タブロイド版)	
51	奈良新聞	
52	京都新聞	
53	神戸新聞	
54	伊勢新聞	
55	紀伊民報	
56	山陽新聞	
57	中國新聞	
58	日本海新聞	
59	山陰中央新報	
60	山口新聞	
61	四國新聞	
62	愛媛新聞	
63	徳島新聞	
64	高知新聞	
65	島根日日新聞	
66	佐賀新聞	
67	長崎新聞	
68	大分合同新聞	
69	熊本日日新聞	
70	宮崎日日新聞	
71	夕刊デイリー	
72	南日本新聞	
73	琉球新報	
74	沖縄タイムス	
75	南海日日新聞	
76	八重山毎日新聞	
77	宮古毎日新聞	

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）及び契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が

確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額及び前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

## 暴力団排除に関する条項

## (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## (表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再委託者が数次にわたるときは、すべての再委託者を含む。）、受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）及び再委託者若しくは受任者が当該契約に関して個別に

契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙の再委託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)及び契約単価(本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価)に予定数量を乗じて算出した金額(一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 仕様書

### 1. 件名 政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等

### 2. 目的

内閣府大臣官房政府広報室（以下「政府広報室」という。）では、各府省と連携しながら、政府全体の立場から政府の重要施策等について広報を実施しており、政府と国民のコミュニケーションの一つとして重要な役割を担っている。

政府広報室としては、今後も政府としてより良い政府広報を実施していくため、政府広報のあるべき姿として、政府広報の目的、存在意義、提供価値等を明確化するための「政府広報ブランドコンセプト」を平成24年度に構築した。平成25年度は、この政府広報ブランドコンセプトを更に発展させるため、年間を通じて、政府広報ブランドコンセプトを基にした様々なコミュニケーション戦略を設計・推進することを目的とする。なお、次年度以降もこれらの戦略を継続的に推進していくことで、長期的な政府広報ブランドの構築実現を目指す。

### 3. 契約期間 自 平成25年4月 2日（火）

至 平成26年3月31日（月）

### 4. 調達の範囲

(1) 政府広報ブランドコンセプトに基づく政府広報コミュニケーション戦略の構築等

(2) 政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施

① 広報戦略の企画・立案

② 新聞記事下・雑誌の広告原稿の企画・制作及び広告掲載

③ テレビスポットの制作・放送

④ 記者発表

(3) 広報効果測定調査の実施

### 5. 業務の内容

政府広報室が指示する下記の仕様に基づき、政府広報ブランドコンセプトに基づいたWEB戦略を含む政府広報コミュニケーション戦略を構築する。

併せて、より機動的、効果的な広報が実施できるよう、政府広報室が提示する個別広報テーマについて、媒体横断的な広報戦略を企画・立案し、各種ビジュアル（新聞記事下、テレビスポット、雑誌等）の作成等を行うとともに、新聞記事下及び雑誌の掲載、テレビスポットの放送等を行う。

(1) 政府広報ブランドコンセプトに基づく政府広報コミュニケーション戦略の構築等

①コミュニケーション戦略

(ア) 政府広報室では、政府広報ブランドコンセプトを明確にするため、政府広報の環境（認知度、政府広報のイメージ、強み、弱み、活用状況等）について調査・分析を行い、その環境分析の結果等を踏まえ、政府広報の目的、存在意義（何のために政府広報があるのか、政府広報として期待されるもの）、政府広報の提供価値（政府広報が国民にもたらすもの）等の政府広報のあるべき姿について検討し、明確化した政府広報ブランドコンセプトを構築した。この政府広報ブランドコンセプトに基づき、政府広報ブランドの実現に資する効果的なコミュニケーション戦略を提案・実施する。

(イ) コミュニケーション戦略の構築に当たっては、全体の基本的考え方を明確にするものとし、政府広報ブランドコンセプトを適切に反映させること。また、当該年度以降も長期的に継続し、浸透させることを念頭に策定する。

(ウ) 本戦略に係るスタッフについては、コミュニケーション戦略の企画・立案・実施に当たり、週に2回程度、定期的に政府広報室担当者と協議の場を設けることとする。また、適宜、コミュニケーション戦略に基づき、政府広報室が実施する広報について、助言や改善策の提案を行う。

(エ) 政府広報ブランドコンセプトの理解促進及び定着のために、室員を対象としたスキルアップ研修を5回以上実施する。

(オ) 年度末に当該コミュニケーション戦略の妥当性を検証するため効果測定を実施する。

②マーケティング調査の実施等

(ア) 政府広報室が指定する広報について、マーケティング調査を実施し、結果の分析を行い、広報の目的、訴求ポイント及び訴求対象等を整理した報告書を作成し、政府広報室職員が行うオリエンテーションの支援を行うものとする。

(イ) 本調査は政府広報室が指示する期日までに実施し、調査内容等詳細については、政府広報室担当者の指示に従うものとする。

(ウ) 調査実施回数は、6回とする。（年間実施予定回数）

(エ) 調査終了後、速やかに調査結果を25部政府広報室に提出すること。

(オ) 実施回数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

③WEB戦略

(ア) コミュニケーション戦略の中で、政府広報WEB戦略として、既存の政府広報WEBサイト（政府広報オンライン【<http://www.gov-online.go.jp/>】、政府インターネットテレビ【<http://nettv.gov-online.go.jp/>】等）の効果的な活用策を提案すること。その際、官邸ホームページや関係各府省ホームページとの関係や位置づけ

についても考慮すること。

- (イ) 上記(ア)の提案については、サイト構成、コンテンツ等新たなWEBサイトの具体的内容を示すこと。その際、フェイスブックやツイッター等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用も検討し、活用の具体案についても示すこと。その際、試行的なコンテンツを作成すること。

(2) 政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施

① 広報戦略の企画・立案

- ・政府広報ブランドコンセプトに基づき、政府広報室が提示する広報テーマについて、媒体横断的な広報戦略の企画・立案を行う。
- ・広報戦略立案に当たっては、政府広報室が年間契約している広報媒体(新聞突出し、WEB、ラジオ定時番組他(詳細は、政府広報オンライン(<http://www.gov-online.go.jp>/参照)の活用も含めて検討し、より効率的・効果的な広報戦略(広報時期、出稿量、広報媒体等)を提案すること。

② 新聞記事下・雑誌の広告原稿の企画・制作及び広告掲載

(ア) 新聞記事下、雑誌の広告原稿の企画・制作業務

政府広報室が提示する広報テーマについて、以下の仕様で新聞記事下、雑誌の広告原稿の企画・制作を行うこととする。企画・制作に当たっては、政府広報ブランドコンセプトを適切に反映させること。

A) 仕様

a. 新聞記事下広告原稿

- ・モノクロ広告及び4色カラー広告
- ・サイズ及び制作回数：
  - ブランケット版：全15段×1回、全10段×1回、全7段×2回、全5段×2回(内、1回は4色カラー広告)、半5段×4回(予定)
  - タブロイド版：全11段×6回(内、1回は4色カラー広告)、全5段×1回(予定)
- ・スチール撮影回数：
  - スタジオ撮影：1回(予定)
  - ロケ撮影(東京23区内)：1回(予定)なお、スチール撮影の際には、広報テーマにふさわしいタレントを起用すること。(スタジオ撮影、ロケ撮影とも。)
- ・取材回数：1回(予定)
- ・イラスト、図・グラフ作成回数：5回(予定)

・製版：確定した広告原稿の製版データを記録したオンライン送稿用のMO及び各新聞社の入稿仕様に基づく、サイズ毎の製版データを記録したMO送稿用のMOを作成。

・納品：念校、念校をPDFにしたデータを記録した電子媒体

b. 雑誌広告原稿

・4色カラー広告

・サイズ：1頁

・制作回数：1頁×20回（予定）

・納品：確定原稿を収めた電子媒体（原稿データ）、念校、念校をPDFにしたデータを記録した電子媒体

\*新聞及び雑誌の制作回数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

\*タブロイド版（新聞）の原稿制作について

タブロイド版の原稿については、原則、ブランケット版と同じ原稿をリサイズ（レイアウトの組み換えやこれに伴うリデザイン等を含む）したものを原稿として使用する予定であるが、原稿内容によっては、タブロイド版用として全く異なる原稿を新たに制作する場合があります。

\*スチール撮影を行う際のタレント出演料について

スチール撮影を行う際のタレント出演料については、1回当たり300万円を上限とする。（契約の際には、300万円を上限とした実費での契約を締結し、契約締結後のタレント出演は、その範囲内において実施するものとする。）

B) 校正

・原稿案については、初校に最低3案以上を提示し、必要回数校正を行い、政府広報室担当者の確認を受けて制作するものとする。

・原稿確定については政府広報室から連絡する。

C) 納品等

・念校には、原稿枠外に「念校」と記載すること。また、掲載年月日（雑誌の場合は発売年月日）、掲載紙（誌）名、掲載段（頁）数、制作代理店名等を記載するものとし、上質紙に印刷したものを25部提出すること。

・納品に際しては、政府広報室担当者において検査を行い、確定原稿と異なる等の不備が発見された場合は、受託者において速やかに修正等を行わなければならない。

・納品時の電子媒体にて、確定原稿を政府広報オンラインに掲載する。掲載期間は原則として2年間とする。

・雑誌広告の原稿データは政府広報室内所定場所に納品するものとする。納品の際は、受渡帳簿に記入すること。また、別紙2に掲げる掲載誌以外に掲載する場合におい

ては、雑誌広告の製版は掲載担当代理店において行うので、納品する原稿データは掲載担当代理店数やその取扱誌数に応じて用意するものとする。なお、制作された原稿をリサイズ（レイアウトの組み換えやこれに伴うリデザイン等を含む）せず複数誌に掲載をする場合における制作回数は、これを1回とする。

- ・雑誌広告においては、別紙2に掲げる掲載誌以外に掲載する場合、入稿後の色校正について、必要に応じ掲載担当代理店との調整を行うものとする。
- ・新聞・雑誌広告にはクレジットとして、「政府広報」及びそのロゴマークを明示することとし、その素材は、政府広報室から貸与するものとする。

#### (イ) 新聞記事下広告の掲載

##### A) 広告掲載の仕様

別紙1のとおり

○ブランケット版 朝日新聞含む 70紙 各51.5段（年間予定出稿段数）  
朝日新聞及び読売新聞の大都市圏版（東京、大阪及び愛知）  
各半5段（年間予定出稿段数）

○タブロイド版 市民タイムス 1紙 71段（年間予定出稿段数）

\*掲載段数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

\*ブランケット版の大都市圏版については、別紙1を参照すること。

\*東京・中日新聞に関しては、東京新聞、又は中日新聞個別に出稿する場合がありますため、契約を締結する際には内訳金額を明記すること。

##### B) 枠取り

- ・政府広報室担当者から広告出稿の申し入れを受けた際は、直ちに紙面取りを行う。

##### C) 広告の掲載

- ・確定した広告原稿により、別紙1の掲載紙に新聞記事下広告を掲載する。

##### D) 納品

- ・広告掲載後、速やかに掲載紙1部を政府広報室に納入すること。

#### (ウ) 雑誌広告の掲載

##### A) 広告掲載の仕様

別紙2のとおり

○9誌 各1頁 2回（年間予定掲載回数）

\*掲載回数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

##### B) 枠取り

- ・政府広報室担当者から広告出稿の申し入れを受けた際は、直ちに紙面取りを行う。

##### C) 広告の掲載

- ・確定した広告原稿により、別紙2の掲載誌に雑誌広告を掲載する。

D) 納品

- ・ 広告掲載後、速やかに掲載誌各10冊を政府広報室に納入すること。

(エ) 2次利用

- A) 納品されたステールは、政府広報オンラインに掲載されることがある。
- B) 納品されたステールの使用範囲は、上記(イ)A)の他、基本的に政府広報及び政府関係機関等が実施する広報とする。
- C) 納品されたステールの使用期間は、掲載開始日から2年間とする。

③ テレビスポットの制作・放送

(ア) スポット制作等

政府広報室が指示する以下の仕様に基づき、政府広報テレビスポット（以下「スポット」という。）を制作し、全国の放送実施局においてスポットを放送するための放送枠を確保するとともに、放送に必要となるフィルムプリント等を行うものとする。

- A) スポット制作回数（予定数量）：2回。ただし、各制作回につき、15秒スポット及び30秒スポットを各1本制作するものとする。
- B) スポット制作本数：15秒スポット 1本×制作回数  
30秒スポット 1本×制作回数
- C) スポットの制作形式は、アスペクト比率16：9とする。
- D) スポット素材のプリント本数

スポット素材のプリント本数は以下のとおりとする。

		素材	3局仕様の場合	5局仕様の場合
i	15秒又は30秒 スポット	HDカム	40本×制作回数	44本×制作回数
ii	15秒及び30秒 スポット	DVD	各1枚×制作回数	各1枚×制作回数

※3局仕様、5局仕様とは後述する(イ)B)の別紙3及び4のことである。

E) スポットプリント素材の納品

各制作回のプリント素材は、上記D)のiは政府広報室及び各放送実施局へ1本ずつ、上記D)のiiは政府広報室へ納品するものとする。なお、納品日は政府広報室と調整するものとする。

F) その他

スポットの企画・制作に当たっては、政府広報ウェブサイト（政府広報オンライン及び政府インターネットテレビ）から過去に制作した政府広報テレビスポットを参照し、制作する作品品質は、同等程度以上を確保して企画・制作に当たるものとする。

(イ) 放送

A) 各地区 GRP (累積視聴率の確保)

スポットの実施において、それぞれ別紙3及び4に示した GRP を最低限確保するものとする。ただし、各放送回の実施時期が民放スポット放送の非需要期に当たる場合は、GRP の更なる確保に向けて、政府広報室と調整することがあり得る。

B) 放送実施局の選定及び放送枠の調整

放送実施期間確定後、具体的な放送実施局の選定作業に当たっては、政府広報室と十分に調整を図って実施するものとする。

なお、各放送回において、別紙3の場合は、東京、大阪の両地区は3局を選定、名古屋、福岡、北海道の各地区は2局を選定、その他の地区は1局を選定するものとし、全国39局で放送実施するものとする。別紙4の場合は、東京、大阪の各地区は5局を選定、名古屋、福岡、北海道の各地区は2局を選定、その他の地区は1局を選定するものとし、全国43局で放送実施するものとする。放送実施に当たっては、放送実施局の考査を事前に受け了承を得ること。

また、各放送実施局の放送枠の調整に当たっては、放送開始予定日の1週間前までに具体的な放送枠案(タイムテーブル案)を政府広報室へ提示するものとし、その後の放送枠の改案作業について、政府広報室と十分に調整を図るものとする。

C) スポットの出稿パターン及び放送時間帯

各放送回のスポット出稿パターンは「ヨの字型」とし、放送時間帯は以下のとおりとする。

・月～金曜日：6時30分から9時、12時から14時、18時から25時までの間。

・土、日曜日：6時30分から25時までの間。

D) 実施回数(予定数量)

別紙3を1回

別紙4を1回

E) 放送期間(予定数量)

別紙3を延べ2週間分

別紙4を延べ2週間分

各放送回の放送期間は原則1週間又は2週間を単位とし、具体的な放送期間は、実施の都度、政府広報室から提示するものとする。

F) 放送実施後の確認

受託者は、各放送回のスポット放送完了後、速やかに各放送実施局の「放送確認書」及びアクチュアルを政府広報室へ提出するものとする。

(ウ) 2次利用

- A) 制作されたスポットは、政府インターネットテレビ及び政府広報オンラインに掲載するものとする。
- B) 制作されたスポットの使用範囲は、上記A)の他、基本的に政府広報及び政府関係機関等が実施する広報とする。
- C) 制作されたスポットの使用期間は、放送開始日から2年間とする。

(エ) その他

- A) スポットのカットにはクレジットとして、「政府広報」及びそのロゴマークを明示することとし、その素材は、政府広報室から貸与するものとする。
- B) 制作及び放送実施回数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

④ 記者発表

(ア) 前記(2)②(7)のステール撮影を実施した場合には、より効果的な広報戦略とするため、タレント出演による記者発表を実施するものとする。ただし、タレント出演料については、前記(2)②(7)に含まれるものとする。

(イ) 実施回数：2回（予定）

(ウ) 記者発表会場はホテルなどの民間施設は使用せず、内閣府本府庁舎内など使用料が発生しない場所とし、その他の必要な機材等を準備するものとする。

(エ) 記者発表実施に際しては、各メディアに対するPR活動を実施するものとする。

(オ) 実施回数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。

(3) 広報効果測定調査の実施

① 政府広報室が実施する広報（年間契約媒体広報、キャンペーン広報等）のうち、指定したものについて、広報効果の把握及び今後の広報展開の参考とするため、政府広報室が指示する以下の仕様に基づき、広報効果測定調査を実施するものとする。調査実施に当たっては、政府広報の名称・ロゴの認知度や認知経路、当該広報の接触度や理解度、関心度及び自由回答等について、当該広報の効果を定量・定性的な視点から測定するものとする。

(ア) 調査実施回数：8回（年間予定回数）

(イ) 設問数：1回当たり、自由回答を含み30問程度（予定数量）

(ウ) 調査対象：全国の10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代及び60歳代以上の男女

(エ) 調査時期：広報実施後速やかに調査を実施

(オ) 調査方法：インターネットを活用したモニター調査

(カ) 最終回収数：必要なスクリーニング調査から抽出した1,200人

(キ) サンプル割付：性別・年代ごとに極力均等になるよう割付

(ク)クロス集計：各設問について、基本属性や政府広報室が指定する設問とのクロス集計を行う。

(ケ) 提示素材：動画、音声、画像については、実施広報によって、複数活用する。

## ②納品

(ア) 各調査実施後、調査集計結果を速報として取りまとめた資料を1～2枚程度にまとめ、25部及び電子媒体で政府広報室に提出すること。

(イ) 各調査実施後、調査結果及び評価、分析、比較などをわかりやすく取りまとめたものを広報効果測定調査結果報告書として、上質紙に印刷したものをホチキス2箇所留めし、25部提出すること。

(ウ) 上記(ア)の提出後、当該調査の重要な要点をまとめた調査結果及び評価、分析、比較などを踏まえた今後の政府広報への反映方針等について1～2枚程度にまとめ、25部及び電子媒体で政府広報室に提出すること。

(エ) 納品に際しては、政府広報室担当者において検査を行い、不備等が発見された場合は、受託者において速やかに修正等を行わなければならない。

なお、納品物については、政府広報室において、当該広報の受託者とも共有する。

## ③その他

調査実施回数、設問数及び最終回収数は予定数量であり、実施しないことを含めた増減があり得る。また、実施広報について、スクリーニング調査やサンプル割付けなどの調査に関する事項についての変更に対応できるようにすること。

## 6. 提案書の作成

提案書は、入札説明書の「提案要領」を熟読の上作成すること。なお、提案書について、プレゼンテーションを後日、実施する。

## 7. 応札者の条件

(1) 提案書は、入札説明書の「提案要領」を熟読の上作成すること。

(2) 4. の調達範囲にある業務について、一括して管理運営できる能力を有すること。

なお、業務の再委託を行う必要のある場合には、再委託先の責任体制を含めた業務遂行の管理能力を有すること。

(3) 本業務に常時従事する者を確保できる体制を有すること。

(4) 直近から過去3年間（平成22年度～平成24年度）において、政府関係機関（地方公共団体を含む。）や民間企業のブランド開発やブランディング活動の請負実績があり、併せて、政府関係機関（地方公共団体を含む。）又は民間企業のテレビスポット企画・制作、放送枠の確保（全国の民放各社とテレビスポットの枠取り）業務の請

負実績を有している者であること。

#### 8. 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、政府広報室に届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、機動的かつ効果的な対応ができるような人員配置を行うものとする。
- (3) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を政府広報室に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、業務の過程において政府広報室から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (6) 本業務を遂行するに当たり個人情報に関する権利などを侵害することのないように十分注意するものとする。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者負担とする。
- (7) 受託者は、政府広報室が当該年度において選定するキャンペーンテーマに係る政府広報の実施業務の年間取扱業者となることはできないものとする。

#### 9. 知的財産権・著作権等

- (1) 受託者は、本仕様書に基づき制作された成果物（テレビスポットを除く）に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を政府広報室に譲渡するものとする。また、受託者は、原則として政府広報室に対し一切の著作権者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (2) 受託者は、政府広報室に対し、テレビスポットに係る成果物に関し、テレビスポットの放送開始後 2 年間、政府の行う一切の広報活動に利用すること（第三者への許諾を含む）を独占的に許諾する。
- (3) 受託者は前項の期間中、テレビスポットに係る成果物を自ら利用し、又は第三者に許諾してはならない。
- (4) 第三者が権利を有する著作物（写真、映像、音楽等）を使用する場合には、受託者は原著作権者等の著作権、肖像権等に嚴重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら政府広報室の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 10. 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。なお、受託者の責任に起因する情報の漏洩等があった場合は、契約条項上の「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記3.「契約期間」の終了後においても同様とする。

## 11. その他

- (1) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には契約を解除する。その場合、解約までに要した経費その他の費用は負担しない。また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置をとることがあり得る。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、業務の円滑な実施を図るため、政府広報室担当者と緊密な連絡をとるものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、政府広報室と協議の上、決定し、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に基づく作業を実施するに当たり、作業の一部を第三者に委託する場合は、書面をもって政府広報室の許可を得るものとする。
- (5) 本件は、平成25年度予算案件のため平成25年度予算が成立しない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

## 新聞記事下による政府広報広告「掲載紙等内訳」

## 1. 全国5紙（記事下）

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
朝日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
朝日新聞 (東京セット版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
朝日新聞 (大阪セット版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
朝日新聞 (名古屋本社版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
毎日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
読売新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
読売新聞 (東京本社セット版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
読売新聞 (大阪本社セット版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
読売新聞 (中部支社版)	記事下(朝刊)	半5段	25.4.2~26.3.31
日本経済新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
産経新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

## 2. ブロック3紙（記事下）

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
北海道新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
東京・中日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
西日本新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

## 3. 地方63-2紙（記事下）

## ① 北海道5紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
釧路新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
十勝毎日新聞	記事下(夕刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
苫小牧民報	記事下(夕刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

室蘭民報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
函館新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

② 東北11紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
東奥日報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
陸奥新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
デーリー東北	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
秋田魁新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
北羽新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
岩手日報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
岩手日日	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
山形新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
河北新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
福島民報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
福島民友	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

③ 関東7紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
上毛新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
茨城新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
下野新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
千葉日報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
神奈川新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
埼玉新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
常陽新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

④ 北陸・中部13紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
新潟日報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
北日本新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
北國・富山新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
福井新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
日刊県民福井	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
信濃毎日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
長野日報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

山梨日日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
静岡新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
岐阜新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
東愛知新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
中部経済新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
市民タイムス (タブロイド版)	記事下(朝刊)	71段	25.4.2~26.3.31

⑤近畿5紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
奈良新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
京都新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
神戸新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
伊勢新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
紀伊民報	記事下(夕刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

⑥中国・四国10紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
山陽新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
中国新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
日本海新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
山陰中央新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
山口新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
四国新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
愛媛新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
徳島新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
高知新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
島根日日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

⑦九州・沖縄12紙

紙名	掲載種別	年間掲載予定段数	契約期間
佐賀新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
長崎新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
大分合同新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
熊本日日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

宮崎日日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
夕刊デイリー	記事下(夕刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
南日本新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
琉球新報	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
沖縄タイムス	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
南海日日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
八重山毎日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31
宮古毎日新聞	記事下(朝刊)	51.5段	25.4.2~26.3.31

## 雑誌による政府広報広告「掲載誌等内訳」

雑 誌 名	年間掲載予定回数	契約期間
週刊少年ジャンプ	2回	25.4.2～26.3.31
週刊ヤングジャンプ	2回	25.4.2～26.3.31
non-no	2回	25.4.2～26.3.31
ViVi	2回	25.4.2～26.3.31
日経ビジネス	2回	25.4.2～26.3.31
日経WOMAN	2回	25.4.2～26.3.31
週刊文春	2回	25.4.2～26.3.31
オレンジページ	2回	25.4.2～26.3.31
女性セブン	2回	25.4.2～26.3.31

## 各地区別一局当たりGRP確保値

地区	1週間確保値	地区	1週間確保値
東京 【3局使用】	133.3%以上	石川	160%以上
大阪 【3局使用】	133.3%以上	福井	160%以上
名古屋 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	鳥取・島根	160%以上
福岡 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	岡山・香川	160%以上 (320%以上)
北海道 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	広島	160%以上
青森	160%以上	山口	160%以上
岩手	160%以上	徳島	160%以上
秋田	160%以上	愛媛	160%以上
山形	160%以上	高知	160%以上
宮城	160%以上	佐賀	160%以上
福島	160%以上	長崎	160%以上
新潟	160%以上	熊本	160%以上
長野	160%以上	大分	160%以上
山梨	160%以上	宮崎	160%以上
静岡	160%以上	鹿児島	160%以上
富山	160%以上	沖縄	160%以上

(注)3局使用地区は、本表数値の3倍(1週間確保値3局合計399.9%以上)を、2局使用地区は、本表数値の2倍(1週間確保値2局合計300%以上)を、それぞれ要するので留意すること。

また、名古屋、福岡、北海道、岡山・香川の各地区の上段数値は、TX系列局以外の局の確保値であり、下段( )書き数値はTX系列局を使用する場合の確保値である。

したがって、例えば名古屋地区での2局実施例は次のとおりとなる。

●TX系列不利用の1週間確保値

(TX系列外A局)150%以上+(TX系列外B局)150%以上

●TX系列利用の1週間確保値

(TX系列外1局)150%以上+(TX系列局)300%以上

## 各地区別一局当たりGRP確保値

地区	1週間確保値	地区	1週間確保値
東京 【5局使用】	80%以上	石川	160%以上
大阪 【5局使用】	80%以上	福井	160%以上
名古屋 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	鳥取・島根	160%以上
福岡 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	岡山・香川	160%以上 (320%以上)
北海道 【2局使用】	150%以上 (300%以上)	広島	160%以上
青森	160%以上	山口	160%以上
岩手	160%以上	徳島	160%以上
秋田	160%以上	愛媛	160%以上
山形	160%以上	高知	160%以上
宮城	160%以上	佐賀	160%以上
福島	160%以上	長崎	160%以上
新潟	160%以上	熊本	160%以上
長野	160%以上	大分	160%以上
山梨	160%以上	宮崎	160%以上
静岡	160%以上	鹿児島	160%以上
富山	160%以上	沖縄	160%以上

(注)5局使用地区は、本表数値の5倍(1週間確保値5局合計400%以上)を、2局使用地区は、本表数値の2倍(1週間確保値2局合計300%以上)を、それぞれ要するので留意すること。  
 また、名古屋、福岡、北海道、岡山・香川の各地区の上段数値は、TX系列局以外の局の確保値であり、下段( )書き数値はTX系列局を使用する場合の確保値である。  
 したがって、例えば名古屋地区での2局実施例は次のとおりとなる。  
 TX系列不使用の1週間確保値 (TX系列外A局)150%以上+(TX系列外B局)150%以上  
 TX系列使用の1週間確保値 (TX系列外1局)150%以上+(TX系列局)300%以上





# 請求書

2015. 7. 24  
平成 27 年 7 月 24 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等

広報テーマ：「インターネット選挙運動解禁」(2013年5月)

(新聞による政府広報広告原稿の制作及び掲載等業務)

契約全71紙 各紙全5段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)

税込金額合計(円) 税抜金額(円) 消費税(円)

71,641,410	68,229,915	3,411,495
------------	------------	-----------

東京都区部印刷部 第3番  
株式会社 博報堂  
代表取締役社長 戸田 裕

品名	内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
■新聞記事下モノクロ全5段				1,281,270	
原稿制作費 全5段契約単価		1 式			
イラスト・図・グラフ作成費		1 式			タブロイド全11段広告のイラスト・図・グラフ作成分も含む
製版料(オンライン送稿)契約単価		1 式			
製版料(MO送稿)契約単価		1 式			
■新聞記事下モノクロ全11段				784,400	
原稿制作費 全11段契約単価		1 式			
製版料(MO送稿)契約単価		1 式			
■掲載紙				66,164,245	
朝日新聞	5 段				
毎日新聞	5 段				
読売新聞	5 段				
日本経済新聞	5 段				
産経新聞	5 段				
北海道新聞	5 段				
東京・中日新聞	5 段				
西日本新聞	5 段				
朝日新聞	5 段				
十勝毎日新聞	5 段				
苫小牧民報	5 段				
室蘭民報	5 段				
函館新聞	5 段				
東奥日報	5 段				
陸奥新報	5 段				
デリー-東北	5 段				
秋田魁新報	5 段				
北羽新報	5 段				
岩手日報	5 段				
岩手日日	5 段				
山形新聞	5 段				
河北新報	5 段				
福島民報	5 段				
福島民友	5 段				
上毛新聞	5 段				
茨城新聞	5 段				
下野新聞	5 段				
千葉日報	5 段				
神奈川新聞	5 段				
埼玉新聞	5 段				
常陽新聞	5 段				
新潟日報	5 段				
北日本新聞	5 段				
北国・富山新聞	5 段				
福井新聞	5 段				
日刊県民福井	5 段				
信濃毎日新聞	5 段				
長野日報	5 段				
山梨日日新聞	5 段				
静岡新聞	5 段				
岐阜新聞	5 段				
東愛知新聞	5 段				
中部経済新聞	5 段				
市民タイムス(タブロイド版)	11 段				
奈良新聞	5 段				
京都新聞	5 段				
神戸新聞	5 段				
伊勢新聞	5 段				
紀伊民報	5 段				
山陽新聞	5 段				
中国新聞	5 段				
日本海新聞	5 段				
山陰中央新報	5 段				
山口新聞	5 段				
四国新聞	5 段				
愛媛新聞	5 段				
徳島新聞	5 段				
高知新聞	5 段				
島根日日新聞	5 段				
佐賀新聞	5 段				
長崎新聞	5 段				
大分合同新聞	5 段				
熊本日日新聞	5 段				
宮崎日日新聞	5 段				
夕刊デリー	5 段				
南日本新聞	5 段				
琉球新報	5 段				
沖縄タイムス	5 段				
南海日日新聞	5 段				
八重山毎日新聞	5 段				
宮古毎日新聞	5 段				
計				68,229,915	
消費税				3,411,495	
合計				71,641,410	

以上

# 請求書

25. 9. 10

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「気になる年金記録、再確認キャンペーン」(2013年8月)

東京都港区赤坂五丁目3番 号  
 株式会社 三報堂  
 代表取締役社長 三田 裕 尚

(新聞による政府広報広告原稿の制作及び掲載等業務)  
 契約全71紙 各紙全5段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)  
 税込金額合計(円) 税抜金額(円) 消費税(円)

71,515,410	68,109,915	3,405,495
------------	------------	-----------

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
■新聞記事下モノクロ全5段			1,161,270	
原稿制作費 全5段契約単価	1式			
製版料(オンライン送稿)契約単価	1式			
製版料(MO送稿)契約単価	1式			
■新聞記事下モノクロ全11段			784,400	
原稿制作費 全11段契約単価	1式			
製版料(MO送稿)契約単価	1式			
■掲載紙			66,164,245	
朝日新聞	5段			
毎日新聞	5段			
読売新聞	5段			
日本経済新聞	5段			
産経新聞	5段			
北海道新聞	5段			
東京・中日新聞	5段			
西日本新聞	5段			
創路新聞	5段			
十勝毎日新聞	5段			
苫小牧民報	5段			
室蘭民報	5段			
函館新聞	5段			
東奥日報	5段			
盛奥新報	5段			
デーリー東北	5段			
秋田県新報	5段			
北羽新報	5段			
岩手日報	5段			
岩手日日	5段			
山形新聞	5段			
河北新報	5段			
福島民報	5段			
福島民友	5段			
上毛新聞	5段			
茨城新聞	5段			
下野新聞	5段			
千葉日報	5段			
神奈川新聞	5段			
埼玉新聞	5段			
常陸新聞	5段			
新潟日報	5段			
北日本新聞	5段			
北國・富山新聞	5段			
福井新聞	5段			
日刊県民福井	5段			
信濃毎日新聞	5段			
長野日報	5段			
山梨日日新聞	5段			
静岡新聞	5段			
岐阜新聞	5段			
東愛知新聞	5段			
中部経済新聞	5段			
市民タイムス(タブロイド版)	11段			
奈良新聞	5段			
京都新聞	5段			
神戸新聞	5段			
伊勢新聞	5段			
紀伊民報	5段			
山陽新聞	5段			
中國新聞	5段			
日本海新聞	5段			
山陰中央新報	5段			
山口新聞	5段			
四國新聞	5段			
愛媛新聞	5段			
徳島新聞	5段			
高知新聞	5段			
島根日日新聞	5段			
佐賀新聞	5段			
長崎新聞	5段			
大分合同新聞	5段			
熊本日日新聞	5段			
宮崎日日新聞	5段			
夕刊テリリー	5段			
南日本新聞	5段			
琉球新報	5段			
沖縄タイムス	5段			
南海日日新聞	5段			
八重山毎日新聞	5段			
宮古毎日新聞	5段			
計			68,109,915	
消費税			3,405,495	
合計			71,515,410	

以上

# 請求書

平成27年 11月 6日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「高齢者に対する振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺などの被害の未然防止」(2013年9月・10月)  
 (新聞及び雑誌による政府広報広告原稿の掲載等業務)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 戸田 裕

税込金額合計(円) 税抜金額(円) 消費税(円)

110,790,083	105,514,365	5,275,718
-------------	-------------	-----------

内容	数量	単価(円)	4色付加分(円)	金額(円)	備考
<b>新聞による政府広報広告原稿の掲載等業務(契約70紙 各紙全5段(4色)※但し、市民タイムスのみ全11段(4色))</b>					
掲載紙				9,223,005	
朝日新聞	5段	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
毎日新聞					
読売新聞					
日本経済新聞					
産経新聞					
北海道新聞					
東京・中日新聞					
西日本新聞					
読路新聞					
十勝毎日新聞					
苫小牧民報					
室蘭民報					
函館新聞					
東奥日報					
陸奥新報					
デーリー東北					
秋田県新報					
北羽新報					
岩手日報					
岩手日日					
山形新聞					
河北新報					
福島民報					
福島民友					
上毛新聞					
茨城新聞					
下野新聞					
千葉日報					
神奈川新聞					
埼玉新聞					
新潟日報					
北日本新聞					
北国・富山新聞					
福井新聞					
日刊奥民福井					
信濃毎日新聞					
長野日報					
山梨日日新聞					
静岡新聞					
岐阜新聞					
東濃知新聞					
中部経済新聞					
市民タイムス(タブロイド版)					
奈良新聞	5段	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
京都新聞					
神戸新聞					
伊勢新聞					
紀伊民報					
山陽新聞					
中国新聞					
日本海新聞					
山陰中央新報					
山口新聞					
四国新聞					
愛媛新聞					
徳島新聞					
高知新聞					
鳥取日日新聞					
佐賀新聞					
長崎新聞					
大分合同新聞					
熊本日日新聞					
宮崎日日新聞					
夕刊デイリー					
南日本新聞					
琉球新報					
沖縄タイムス					
南海日日新聞					
八重山毎日新聞					
宮古毎日新聞					
<b>雑誌による政府広報広告原稿の掲載等業務</b>					
掲載紙				6,291,360	
日経ビジネス	1頁	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
日経WOMAN					
オレンジページ					
女性セブン					
計				105,514,365	
消費税				5,275,718	
合計				110,790,083	

以上

# 請求書

2016. 1. 6  
平成27年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「社会保障制度改革」(2013年10月)  
 (新聞による政府広報広告原稿の制作及び掲載等業務)  
 契約70紙 各紙全7段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)  
 税込金額合計(円) 税抜金額(円) 消費税(円)

目3番1号  
博報堂  
田 裕

99,128,464	94,408,061	4,720,403
------------	------------	-----------

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
■新聞記事下モノクロ全7段			1,611,958	
原稿制作費 全7段契約単価	1 式			
製版料(オンライン送稿)契約単価	1 式			
製版料(MO送稿)契約単価	22 枚			
イラスト、図・グラフ作成	1 式			
■新聞記事下モノクロ全11段			784,400	
原稿制作費 全11段契約単価	1 式			
製版料(MO送稿)契約単価	1 式			
■掲載紙			92,011,703	
朝日新聞				
毎日新聞				
読売新聞				
日本経済新聞				
産経新聞				
北海道新聞				
東京・中日新聞				
西日本新聞				
釧路新聞				
十勝毎日新聞				
苫小牧民報				
室蘭民報				
函館新聞				
東奥日報				
盛岡新報				
デリーー東北				
秋田魁新報				
北羽新報				
岩手日報				
岩手日日				
山形新聞	7 段			
河北新報				
福島民報				
福島民友				
上毛新聞				
茨城新聞				
下野新聞				
千葉日報				
神奈川新聞				
埼玉新聞				
新潟日報				
北日本新聞				
北国・富山新聞				
福井新聞				
日刊県民福井				
信濃毎日新聞				
長野日報				
山梨日日新聞				
静岡新聞				
岐阜新聞				
東愛知新聞				
中部経済新聞				
市民タイムス(タブロイド版)	11 段			
奈良新聞				
京都新聞				
神戸新聞				
伊勢新聞				
紀伊民報				
山陽新聞				
中国新聞				
日本海新聞				
山陰中央新報				
山口新聞				
四国新聞				
愛媛新聞				
徳島新聞				
高知新聞	7 段			
島根日日新聞				
佐賀新聞				
長崎新聞				
大分合同新聞				
熊本日日新聞				
宮崎日日新聞				
夕刊デリー				
南日本新聞				
琉球新報				
沖縄タイムス				
南海日日新聞				
八重山毎日新聞				
宮古毎日新聞				
計			94,408,061	
消費税			4,720,403	
合計			99,128,464	

以上

請求書

26. 3. 11  
平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「社会保障と税の一体改革(現役世代編/若年者編/高齢者編)」(2014年1月)  
 (新聞による政府広報広告原稿の制作及び掲載等業務)  
 各回:契約70紙 各紙全5段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社(株)報栄  
 代表取締役社長 戸田 啓一

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
207,248,091	197,379,135	9,868,956

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
期日新聞			197,379,135	
毎日新聞				
読売新聞				
日本経済新聞				
産経新聞				
北海道新聞				
東京・中日新聞				
西日本新聞				
朝日新聞				
十勝毎日新聞				
苫小牧民報				
室蘭民報				
函館新聞				
東奥日報				
陸奥新報				
デーリー東北				
秋田朝新報				
北羽新報				
岩手日報				
岩手日日				
山形新聞	15段			
河北新報	(5段×3回)			
福島民報				
福島民友				
上毛新聞				
茨城新聞				
下野新聞				
千葉日報				
神奈川新聞				
埼玉新聞				
新潟日報				
北日本新聞				
北國・富山新聞				
福井新聞				
日刊県民福井				
信濃毎日新聞				
長野日報				
山梨日日新聞				
静岡新聞				
岐阜新聞				
東愛知新聞				
中部経済新聞				
市民タイムス(タブロイド版)	33段(11段×3回)			
奈良新聞				
京都新聞				
神戸新聞				
伊勢新聞				
紀伊民報				
山陽新聞				
中国新聞				
日本海新聞				
山陰中央新報				
山口新聞				
四国新聞				
愛媛新聞				
徳島新聞				
高知新聞				
鳥取日日新聞	15段			
佐賀新聞	(5段×3回)			
長崎新聞				
大分合同新聞				
熊本日日新聞				
宮崎日日新聞				
夕刊デイリー				
南日本新聞				
琉球新報				
沖縄タイムス				
南海日日新聞				
八重山毎日新聞				
宮古毎日新聞				
計			197,379,135	
消費税			9,868,956	
合計			207,248,091	

以上

# 請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「薬物対策」(2014年3月)

東京都港区赤坂4丁目3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 丹野 裕

- (1)新聞による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務  
 契約5紙 各紙全5段モノクロ
- (2)雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
46,284,825	44,080,786	2,204,039

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
<b>(1)新聞による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務</b>				
<b>■新聞による政府広報広告原稿の企画・制作業務</b>				
原稿制作費 5段契約単価	1 式			
製版費(オンライン送稿)契約単価	1 式			
製版費(MO送稿)契約単価	2 枚			
タレント関連費	1 式			■本仲行氏の起用
<b>■掲載紙</b>				
朝日新聞	5 段			
毎日新聞				
読売新聞				
日本経済新聞				
産経新聞				
<b>(2)雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務</b>				
<b>■雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作業務</b>				
原稿制作費 4色1頁契約単価	2 頁			■週刊ヤングジャンプ・女性セブン用/オンラインページ・日経ビジネス・週刊文庫用
<b>■掲載誌</b>				
オンラインページ(3月17日売り)	1 頁			
週刊文庫(3月19日売り)				
女性セブン(3月19日売り)				
週刊ヤングジャンプ(3月20日売り)				
日経ビジネス(3月21日売り)				
計			44,080,786	
消費税			2,204,039	
合計			46,284,825	

以上



# 請求書

平成26年 月 日

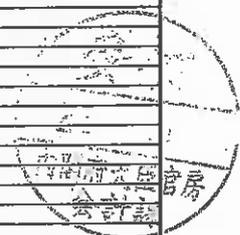
内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「社会保障と税の一体改革(消費税価格転嫁対策)」(2014年3月21日)  
 (新聞による政府広報広告原稿の掲載等業務)  
 契約70紙 各紙全7段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 河田 裕一

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
96,612,288	92,011,703	4,600,585

内容	紙数	単価(円)	金額(円)
掲載紙			92,011,703
朝日新聞	7 段	[Redacted]	[Redacted]
毎日新聞			
読売新聞			
日本経済新聞			
産経新聞			
北海道新聞			
東京・中日新聞			
西日本新聞			
朝日新聞			
十勝毎日新聞			
苫小牧民報			
室蘭民報			
函館新聞			
東奥日報			
陸奥新報			
アサヒ東北			
秋田魁新報			
北羽新報			
岩手日報			
岩手日日			
山形新聞			
河北新報			
福島民報			
福島民友			
上毛新聞			
茨城新聞			
下野新聞			
千葉日報			
神奈川新聞			
埼玉新聞			
新潟日報			
北日本新聞			
北陸・富山新聞			
福井新聞			
日刊奥民福井			
信濃毎日新聞			
長野日報			
山梨日日新聞			
静岡新聞			
岐阜新聞			
東愛知新聞			
中部経済新聞			
市民タイムス(タブロイド版)	11 段	[Redacted]	[Redacted]
奈良新聞	7 段	[Redacted]	[Redacted]
京都新聞			
神戸新聞			
伊勢新聞			
紀伊民報			
山陽新聞			
中国新聞			
日本海新聞			
山陰中央新報			
山口新聞			
四国新聞			
愛媛新聞			
徳島新聞			
高知新聞			
高知毎日新聞			
佐賀新聞			
長崎新聞			
大分合同新聞			
熊本日日新聞			
宮崎日日新聞			
夕刊アサヒ			
南日本新聞			
琉球新報			
沖縄タイムス			
南海毎日新聞			
八重山毎日新聞			
宮古毎日新聞			
計			92,011,703
消費税			4,600,585
合計			96,612,288



以上

# 請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

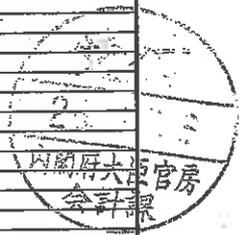
件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「防災・減災」(2014年3月)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 報 堂  
 代表取締役社長 戸田 裕

- (1)新聞による政府広報広告原稿の掲載等業務  
 契約70紙 各紙全15段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)
- (2)雑誌による政府広報広告原稿の掲載等業務

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
211,700,091	201,619,135	10,080,956

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
<b>(1)新聞による政府広報広告原稿の掲載等業務</b>				
掲載紙			196,866,335	
朝日新聞	15 段	[Redacted]	[Redacted]	
毎日新聞				
読売新聞				
日本経済新聞				
産経新聞				
北海道新聞				
東京・中日新聞				
西日本新聞				
朝日新聞				
十勝毎日新聞				
苫小牧民報				
室蘭民報				
函館新聞				
東奥日報				
盛岡新報				
デリー-東北				
秋田魁新報				
北羽新報				
岩手日報				
岩手日日				
山形新聞				
河北新報				
福島民報				
福島民友				
上毛新聞				
茨城新聞				
下野新聞				
千葉日報				
神奈川新聞				
埼玉新聞				
新潟日報				
北日本新聞				
北國-富山新聞				
福井新聞				
日刊県民福井				
信濃毎日新聞				
長野日報				
山梨日日新聞				
静岡新聞				
岐阜新聞				
東愛知新聞				
中部経済新聞				
市民タイムス(タブロイド版)	11 段			
奈良新聞	15 段	[Redacted]	[Redacted]	
京都新聞				
神戸新聞				
伊勢新聞				
紀伊民報				
山陽新聞				
中国新聞				
日本海新聞				
山陰中央新報				
山口新聞				
四国新聞				
愛媛新聞				
徳島新聞				
高知新聞				
鳥取日日新聞				
佐賀新聞				
長崎新聞				
大分合同新聞				
熊本日日新聞				
宮崎日日新聞				
夕刊デリー				
南日本新聞				
琉球新報				
沖縄タイムス				
南海日日新聞				
八重山毎日新聞				
富古毎日新聞				
<b>(2)雑誌による政府広報広告原稿の掲載等業務</b>				
掲載紙			4,732,800	
週刊文春(3月26日売り)	1 頁	[Redacted]	[Redacted]	
女性セブン(3月26日売り)				
日経ビジネス(3月28日売り)				
計			201,619,135	
消費税			10,080,956	
合計			211,700,091	



以上



# 請求書

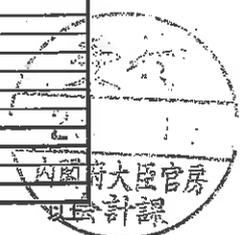
内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「女性の活躍促進」(2014年3月27日～28日)  
 (新聞による政府広報広告原稿の掲載等業務)  
 契約69紙 各紙全7段(モノクロ)※但し、市民タイムスのみ全11段(モノクロ)

平成 24 年 3 月 日  
 東京港区赤坂山下3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 戸田 裕

税込金額合計(円)	90,981,600	税抜金額(円)	86,649,143	消費税(円)	4,332,457
-----------	------------	---------	------------	--------	-----------

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
			86,649,143	
朝日新聞	7段	[Redacted]	[Redacted]	
毎日新聞				
読売新聞				
産経新聞				
北海道新聞				
東京・中日新聞				
西日本新聞				
鋼路新聞				
十勝毎日新聞				
苫小牧民報				
室蘭民報				
函館新聞				
東奥日報				
陸奥新報				
テールー東北				
秋田魁新報				
北羽新報				
岩手日報				
岩手日日				
山形新聞				
河北新報				
福島民報				
福島民友				
上毛新聞				
茨城新聞				
下野新聞				
千葉日報				
神奈川新聞				
埼玉新聞				
新潟日報				
北日本新聞				
北國・富山新聞				
福井新聞				
日刊県民福井				
信濃毎日新聞				
長野日報				
山梨日日新聞				
静岡新聞				
岐阜新聞				
東愛知新聞				
中部経済新聞				
市民タイムス(タブロイド版)	11段	[Redacted]	[Redacted]	
奈良新聞	7段	[Redacted]	[Redacted]	
京都新聞				
神戸新聞				
伊勢新聞				
紀伊民報				
山陽新聞				
中国新聞				
日本海新聞				
山陰中央新報				
山口新聞				
四国新聞				
愛媛新聞				
徳島新聞				
高知新聞				
島根日日新聞				
佐賀新聞				
長崎新聞				
大分合同新聞				
熊本日日新聞				
宮崎日日新聞				
夕刊テリイ				
南日本新聞				
琉球新報				
沖縄タイムス				
南海日日新聞				
八重山毎日新聞				
宮古毎日新聞				
計			86,649,143	
消費税			4,332,457	
合計			90,981,600	



# 請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「少子化危機突破」(2014年3月)  
 (雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社博報社  
 代表取締役社長 戸田 繁

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
12,160,276	11,581,216	579,060

内容	枚数	単価(円)	金額(円)	備考
■雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作業務 原稿制作費 4色1頁契約単価	4 頁			日経WOMAN(4色2頁)・non-no及びVIVI(4色2頁)
■掲載誌 日経WOMAN(3月7日売り) non-no(3月20日売り) VIVI(3月22日売り)	2 頁			
計			11,581,216	
消費税			579,060	
合計			12,160,276	

以上  
 内閣府大臣官房  
 会計課

# 請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「いじめ問題」(2014年3月)  
 (雑誌による政府広報広告掲載等業務)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 河田 裕

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
13,797,907	13,140,864	657,043

内容	冊数(冊)	単価(円)	金額(円)	備考
掲載誌			13,140,864	
オレンジページ(3月1日売り)	2頁			
週刊文藝(3月6日売り)				
女性セブン(3月6日売り)				
日経ビジネス(3月7日売り)				
計			13,140,864	
消費税			657,043	
合計			13,797,907	

以上



# 請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報テーマ：「安全保障」(2014年3月)  
 (雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作及び広告掲載等業務)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社博報堂  
 代表取締役社長 戸田 裕一

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
9,738,960	9,275,200	463,760

内容	枚数	単価(円)	金額(円)	備考
■雑誌による政府広報広告原稿の企画・制作業務 原稿制作費 4色1頁契約単価	4 頁			4色2頁原稿を2種類制作(週刊文春用・女性セブン用)
■掲載誌 週刊文春(3月26日売り) 女性セブン(3月26日売り)	2 頁			
計			9,275,200	
消費税			463,760	
合計			9,738,960	

以上













# 御請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名: 政府広報ブランドコンセンサストに基づく個別広報テーマの広報実施業務等

広報効果測定調査  
(若年者雇用対策)

東京都港区赤坂第一丁目3番1号  
株式会社 博報堂  
代表取締役社長 戸田 裕

税込金額合計(円)      税抜金額(円)      消費税(円)

--	--	--

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
広報効果測定調査	1 式			
計				
消費税				
合計				

以上



# 御請求書

平成 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセンプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 広報効果測定調査  
 (年度末調査)

東京港区赤坂三丁目3番1号  
 株式会社博報堂  
 代表取締役社長 戸田 裕一

税込金額合計(円)      税抜金額(円)      消費税(円)

--	--	--

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
広報効果測定調査	1式			
計				
消費税				
合計				

以上  


# 御請求書

平成 5. 8. 27 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名: 政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 マーケティング調査の実施等(消費者問題)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 廣報堂  
 代表取締役 岡田 裕一

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
マーケティング調査の実施等	1 式			
計				
消費税				
合計				

以上

# 御請求書

平成 25 年 9 月 30 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
 マーケティング調査の実施等(いじめ問題)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 博報堂  
 代表取締役社長 戸田 裕一

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
マーケティング調査の実施等	1 式			
計				
消費税				
合計				

以上

# 御請求書

平成 25. 10. 22 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

件名：政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等  
マーケティング調査の実施等(防災・減災)

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
 株式会社 博報社  
 代表取締役社長 戸田 裕

税込金額合計(円)	税抜金額(円)	消費税(円)
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

内容	数量	単価(円)	金額(円)	備考
マーケティング調査の実施等	1 式	[Redacted]	[Redacted]	
計			[Redacted]	
消費税			[Redacted]	
合計			[Redacted]	

以上

